

## 台風時の登下校と授業

- (1) 「暴風警報」が発令されている間は、登校せず自宅で待機すること。
  
- (2) 午前11時までに「暴風警報」が解除された場合は、解除から約2時間後に授業を始めるので、十分安全に注意し登校すること。  
午前11時においてもなお警報が解除されない場合は、その日の授業は行わないから登校しなくてよい。  
なお、定期考査や学校行事の日については別に連絡をする。
  
- (3) 警報解除後の登校に際し、道路・橋梁の決壊、浸水等により登校に危険が予想される場合や、交通機関のまひ等により登校が困難な場合は登校しなくてよい。  
なお、そのような場合は、状況をすみやかに学校へ連絡すること。
  
- (4) 登校途上において、「暴風警報」が発令されたり、危険を感じる状態になった場合は、安全に注意しながら帰宅すること。ただし、安全に帰宅することが困難な時は最も安全な場所に避難すること。  
その際、避難場所が本校の場合は、登校したことを教員に申し出て指示を受けること。  
また、登校途中の場合は、その状況をできるだけすみやかに家庭または学校へ連絡すること。
  
- (5) 在校時に「暴風警報」が発令された場合は、状況に応じて指示をするからこれに従うこと。